

## 保育料基準額表（大野保育所）

| 各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分 |               | 保育料<br>(月額)      |       |
|---------------------------|---------------|------------------|-------|
| 階層区分                      | 定 義           |                  |       |
| A                         | 生活保護世帯        | 0                |       |
| B                         | 市町村民税非課税世帯    | 0                |       |
| C                         | A階層及びB階層以外の世帯 | ひとり親家庭等          | 3,000 |
|                           |               | ひとり親家庭等<br>以外の世帯 | 4,000 |

**【附記】**

1. 3歳児から5歳児すべての児童は無料です。
2. 階層区分C（所得割額57,700円未満に限る）に該当する世帯で、支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は次のとおりです。
  - （1）最年長の子ども（年齢制限なし）から順に2人目以降は無料。
3. 階層区分C（所得割額57,700円以上に限る）に該当する世帯で、同一世帯に小学校就学前の子どもが2人以上いる場合の保育料は次のとおりです。
  - （1）小学校就学前の範囲内で最年長の子どもから順に2人目は上記金額の半額。
  - （2）小学校就学前の範囲内で最年長の子どもから順に3人目以降は無料。
4. 階層区分C（所得割額77,101円未満に限る）に該当する世帯で、ひとり親家庭等に該当し、支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者が2人以上いる場合の保育料は、最年長の子ども（年齢制限なし）から順に2人目以降は無料です。。
5. 多子世帯の経済的な負担の軽減を図るため、生計を同じくする子どもを3人以上扶養している世帯に属する第3子以降の保育料に限り無料です。（免除申請が必要です。）